

別表第4(第5条関係)

資金区分			責任共有制度	保証料率									有担保割引	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
経営安定資金	一般資金		対象	1.72%	1.55%	1.38%	1.21%	1.00%	0.95%	0.75%	0.55%	0.35%	有	
	建設産業短期資金	下記以外		対象	1.72%	1.55%	1.38%	1.21%	1.00%	0.95%	0.75%	0.55%	0.35%	有
		特定中小企業者	1～4、6号	対象外	0.80%									無
			5、7、8号	対象	0.70%									無
		小口資金	下記以外		対象	1.40%	1.26%	1.12%	0.98%	0.80%	0.80%	0.75%	0.55%	0.35%
	特別小口保険を利用する者		対象外	0.85%									無	
			NPO法人	対象	0.68%									無
	短期資金		対象	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	有	
	小口零細企業資金	下記以外		対象外	1.87%	1.70%	1.53%	1.36%	1.15%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	有
		経営指導特例		対象外	1.55%	1.41%	1.27%	1.13%	0.95%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%	有
チャレンジ企業支援資金	下記以外		対象	1.72%	1.55%	1.38%	1.21%	1.00%	0.95%	0.75%	0.55%	0.35%	有	
	別表第3の融資対象1に該当する者であって特例保険を利用する者		対象	0.70%									無	
	海外投資関係保険を利用する者		対象	1.00%									有	
新事業創出支援資金	下記以外		対象外	0.80%									無	
	スタートアップ創出促進資金又は同資金に係る特例融資対象(3)を利用する者		対象外	1.00%									無	
	別表第3の事業承継資金融資対象(1)に該当する者であって特例保険を利用する者		対象	1.72%	1.55%	1.38%	1.21%	1.00%	0.95%	0.75%	0.55%	0.35%	有	
	別表第3の事業承継資金融資対象(2)及び(3)に該当する者		対象	1.72%	1.55%	1.38%	1.21%	1.00%	0.95%	0.75%	0.55%	0.35%	有	
	別表第3の事業承継特別資金融資対象に該当する者であって、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けてない者		対象	1.72%	1.55%	1.38%	1.21%	1.00%	0.95%	0.75%	0.55%	0.35%	有	
	別表第3の事業承継特別資金融資対象に該当する者であって、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた者		対象	1.04%	0.89%	0.76%	0.63%	0.52%	0.48%	0.38%	0.27%	0.16%	無	
緊急経済対策特別支援資金	下記以外		対象	1.72%	1.55%	1.38%	1.21%	1.00%	0.95%	0.75%	0.55%	0.35%	有	
	特定中小企業者	1～4、6号	対象外	0.80%									無	
		5、7、8号	対象	0.70%									無	
	特例中小企業者		対象外	0.80%									無	
	別表第3の伴走支援枠融資対象に該当する者であって経営者保証免除対応を適用しない者	対象対象外	一般保証(国補助後)		1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	無
			上記以外(国補助後)		0.20%									
	別表第3の伴走支援枠融資対象に該当する者であって経営者保証免除対応を適用する者	対象対象外	一般保証(国補助後)		1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	無
上記以外(国補助後)			0.20%											
雇用促進支援資金		対象	1.72%	1.55%	1.38%	1.21%	1.00%	0.95%	0.75%	0.55%	0.35%	有		
災害関連対策資金		対象	災害等の発生の都度知事が別に定めるところによる											

(注1) 責任共有制度の対象となる資金区分の保証料率は、保証委託額に対して計算される保証料を融資額に対する率で表示したもの。責任共有制度の対象外となる資金区分の保証料率は、保証委託額に対する率。

(注2) ①から⑨の区分は、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保険料率の区分とする。

(注3) 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参与を設置していることが確認できる場合の保証料率は、表示の料率から0.10%引き下げる。

(注4) 有担保割引欄が「有」の資金区分で、保証協会所定の担保の提供がある場合の保証料率は、表示の料率から0.10%引き下げる。

(注5) NPO法人とは、要綱第2条第3号エに規定する特定非営利活動法人とする。

(注6) 保証料率については、別途、保証協会が定める保証要綱に基づき、表示の料率から引き下げる場合がある。